

新潟県条例第20号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） （この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） （この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。